

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 矢吹町 (07466) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 長峰地区 (長峰) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月19日 (第1回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稻・野菜を作目として、個人や法人の生産者が営農を行っており、比較的担い手に集積がされている。
羽鳥の水を利用しているが、水路施設の老朽化や近年の天候の影響により、一部の地区では水利確保が困難な状況にある。
ほ場整備されていない農地もあり、排水対策等を行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に集積を図りつつ、農地の現状維持を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 95.3 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 92.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手に集約していくように検討を図る。
認定農業者や認定新規就農者の受入を促進する。
農地の状況や課題等を把握し、対応策を検討していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 地域の担い手の状況に応じて、農地の集約化を進めていく。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 一部実施済みであるが、必要に応じて検討していく。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 新規就農希望者や新規参入者の希望があった際、受け入れを図る。 地域内で法人設立希望があった場合、検討する。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内で農作業の効率化、遊休農地の発生防止を図るため、関係機関と連携し、農作業委託の活用について検討していく。 |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の検討

- ・作業の効率化を図るため、将来的にスマート農業を検討する。

⑧農業用施設

- ・農地を支える水路やポンプ等の基幹施設設備の適切な機能保全を図る。
- ・国県の補助を活用しながら、改良、点検・整備の充実及び適正化を図る。
- ・長峰農地維持組合における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。